

# 地域未来交付金に向けた体制整備について

## 1 概要

- ・呼べるバスの初期導入費用等に対し、国庫補助金（地域未来交付金の地域未来推進型。以下「地域未来交付金」という。）を検討している。
- ・地域未来交付金充当事業の実施体制として、「地域の多様な主体の参画」が求められていることから、常滑市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を当該スキームに位置づけるもの。

○令和8年1月「地域未来交付金（地域未来推進型）の制度概要について」

### 【地域未来交付金について】

「地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し」するもの。  
(右図より)



## 2 地域の多様な主体の参画について

○内閣府「地域未来推進型の取扱いについて」

### 4. 地域の多様な主体の参画について

地域の現在と将来を担う、地域の多様な主体が互いに、その情熱、知恵や知見、情報を共有し、提案を出し、アイデアを生み、行動するなど積極的に参画し、得意分野を生かした役割を果たし、一丸となって地域の可能性を引き出し、持続可能で魅力的な地域を創造するための事業を共に推進していくことが望ましい。

地域未来推進型を活用した事業については、現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、より多くの地域の多様な主体の参画を促していく。より多くの主体が参画することが望ましく、「申請団体+役割の異なる複数の者」が、事業ごとに参画することを要件とする（申請団体における既存の枠組みを活用することも可能とする。）。

地域の多様な主体の役割としては、事業の実質的な検討への参加及び事業のフォローアップ（PDCAサイクルへの参加）を求めるものとする。

地域未来交付金が求めているもの

交通協議会の状況

地域の多様な主体の参画（産官学金労言等）

地域の多様な主体の参画

産：交通事業者及び交通事業者の組織する団体  
官：国・県・市・警察  
学：学識経験者  
労：労働団体  
民：市民又は利用者の代表

- ・常滑市社会福祉協議会
- ・常滑市民生委員・児童委員連絡協議会
- ・常滑市教育委員会
- ・とこなめ観光協会
- ・利用者代表

満たされている。

交付金の事業の実質的な検討への参加・PDCAサイクルへの参加

これまでの交通協議会での議論（例）

- ・グルーンの位置付け見直し
- ・有料化の決定
- ・呼べるバスの導入
- ・通院用シャトルバスの設置・休止

満たされている。

各主体による実質的な協議の参加がされている

交通協議会を、地域未来交付金における「地域の多様な主体の参画」と位置付けることとしたい。

### 3 地域未来交付金を充当することを検討する事業について

#### ○呼べるバス導入経費

#### ○常滑駅東側ロータリー屋根工事関連経費

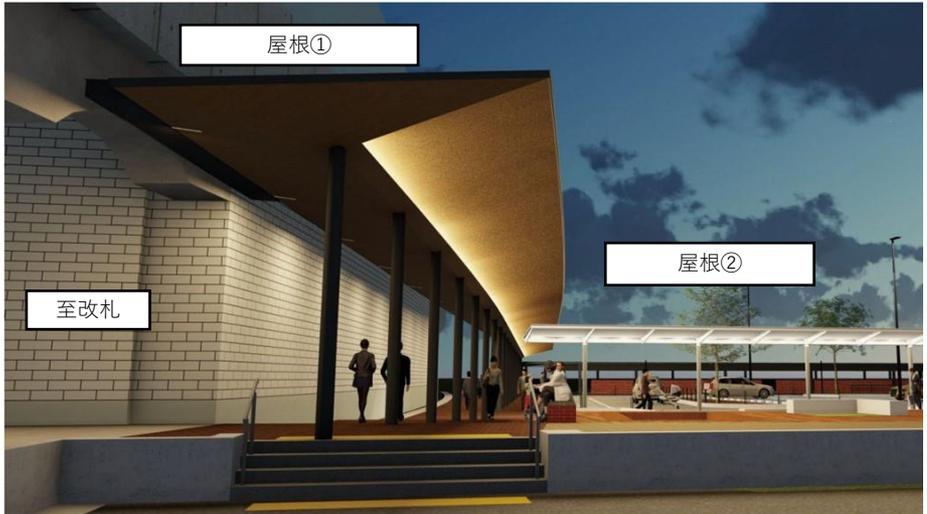
- 常滑市総合計画、常滑市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）、を踏まえ、「自家用車が無くても、住民や来訪者が『必要なときに必要な移動が便利にできるまち』」とするために、これらの事業を一体として第2世代交付金の交付を目指す。
- 具体的には、呼べるバス及びグルーンの関連経費と共に、呼べるバスやグルーンの主要スポット・バス停であり、交通結節点となる常滑駅要スポットであり、交通結節点となる常滑駅ロータリー整備に伴う利用者利便性を向上するための屋根整備のための関連経費を対象経費とするもの。

#### ○事業概要

**目的**  
自家用車による送迎車両の待機場所確保  
乗降者等の歩行者の利便性向上、安全確保  
オンデマンド交通の停留場所確保



イメージ図 南側から広場を望む



# 4 KPI指標について

○令和8年1月「地域未来交付金（地域未来推進型）の制度概要について」

● 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画  
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

◆評価基準（S～Dの5段階評価）



地域未来交付金が求めているもの

地域の多様な主体が参画する場で、事業の進捗状況等を検証するための、KPIを設定する必要がある。

※Key Performance Indicator（重要業績評価指標）

個々の施策の目標値だけでなく、地域全体への効果等も記載する必要がある。

交通協議会としてのKPI（目標値）の設定

資料3のとおり、交通計画において目標値を定めていることから、当該目標値を地域未来交付金としてのKPIとしても活用する。

・呼べるバスの利用者数

上記KPIとは別に、これまで交通協議会で目指してきた「交通空白地」の解消に資する目標を設定する。

{ 人口がある程度集中している交通空白地 3→0箇所

○「地方創生事業実施のためのガイドライン」より、「指標の説明」

地域にもたらす最終的な効果、目指す最終目標交付金を活用した取り組みによって、最終的に地域にもたらされる成果・効果を示す指標、地方創生事業によって目指す最終目標を示す指標

# 5 スケジュールについて

令和8年3月下旬以降 交付申請

※審査状況等を踏まえ、事務局において交付申請対象事業等を変更する場合がある。